

群馬地区・群馬南地区の一般ガス供給約款等の改定について

東京ガス株式会社

1. 対象地区および対象件数

対象地区		対象件数*1
群馬地区	高崎市、前橋市、藤岡市、渋川市、北群馬郡吉岡町の各市町の一部区域	約 74,100 件
群馬南地区	高崎市、藤岡市の各市の一部区域	約 9,600 件

*1：2022年9月調定件数

2. 対象の約款

「一般ガス供給約款」

「家庭用のお客さま向けの選択約款」*2

「法人・個人事業主のお客さま向けの選択約款」*3

*2：ずっともガス契約、家庭用高効率給湯器契約《湯ったりエコぷらん》、家庭用ガス温水床暖房契約《暖らんぷらん》、家庭用コージェネレーションシステム契約《エコウィルで発電エコぷらん》、家庭用燃料電池契約《エネファームで発電エコぷらん》

*3：小型空調専用契約、空調夏期契約、空調用A契約、業務用季節別契約、蒸気ボイラーパッケージ契約、業務用多用途型ガスパッケージ契約、輸送向け圧縮天然ガス用A契約、ガス灯契約

3. 改定の概要

(1) 約款改定日

2023年4月1日

(2) 適用開始時期

① 「一般ガス供給約款」「家庭用のお客さま向けの選択約款」：2023年5月検針分から

② 「法人・個人事業主のお客さま向けの選択約款」：2024年5月検針分から

(3) 内容

① 群馬南地区を群馬地区に統合し、改定後の群馬地区の料金（約款）を適用*4します。

② 群馬地区の料金（基準単位料金）について、一律で15.89円/m³引き上げます。

③ 原料費調整制度に基づく調整額*5の算定に用いるLNG比率やLPG比率等の諸係数を変更します。これに伴い、直近の平均原料価格を適用した場合の調整額は、35.44円/m³引き上がります*6。

<本改定に伴う移行措置>

「一般ガス供給約款」および「家庭用のお客さま向けの選択約款」をご契約中のお客さまに対し、約款改定に伴う急激な負担増加を緩和する観点から、2023年5月検針分から6か月間かけて段階的な料金引き上げとなるように、調整後の単位料金から以下の金額を引き下げます。

時期	5月検針分	6月検針分	7月検針分	8月検針分	9月検針分
月別引き下げ額	▲42.75円/m ³	▲34.20円/m ³	▲25.65円/m ³	▲17.10円/m ³	▲8.55円/m ³

*4：あわせて、群馬地区で提供してきた「家庭用のお客さま向けの選択約款」を群馬南地区のお客さまにも提供いたします。

*5：原料費調整制度に基づき算定した、基準単位料金からの変動額（円/m³）をいいます。

*6：直近の平均原料価格（2022年7～9月期の貿易統計に基づく原料価格）に基づく算定結果です。実際のガス料金請求時に用いる調整額は、当該月に適用される原料価格により変動します。

- 「一般ガス供給約款」「家庭用のお客さま向けの選択約款」の詳細は[こちら](#)をご参照ください。
- 「法人・個人事業主のお客さま向けの選択約款」の詳細は[こちら](#)をご参照ください。

<参考：お客さまへの影響額>

標準家庭におけるガス料金*7

(税込・円/月)

	改定前（統合前）	改定後（統合後）	差
群馬地区	6,465	8,313	+1,848
群馬南地区	6,280		+2,033

移行措置適用期間中の標準家庭におけるガス料金*7

(税込・円/月)

	2023年5月	6月	7月	8月	9月	10月
移行措置適用前のガス料金	8,313	8,313	8,313	8,313	8,313	8,313
移行措置による軽減額	▲1,539	▲1,231	▲924	▲616	▲308	-
移行措置適用期間中のガス料金	6,774	7,082	7,389	7,697	8,005	8,313

*7：標準家庭におけるガス料金として、群馬地区のご家庭1件あたりの平均的な月間使用量(2012年度～2016年度の5カ年平均)である36 m³/月で算定しています。

また、一般ガス供給約款の「料金表B」、直近の平均原料価格(2022年7～9月期の貿易統計に基づく原料価格)にて算定しています。実際のガス料金請求額は、当該月に適用される原料価格により変動します。

なお、群馬南地区のご家庭1件あたりの平均的な月間使用量(2012年度～2016年度の5カ年平均)は34 m³/月となりますが、便宜上、群馬地区の平均的な月間使用量36m³/月に合わせて算定しています。

4. お客さまへの周知について

2023年2月以降、対象となるお客さまにダイレクトメール等によりお知らせいたします。

以上